

『岐阜市内都市計画道路の見直し』の概要 【H22.1】

見直しの背景（現状と課題）

都市計画道路とは

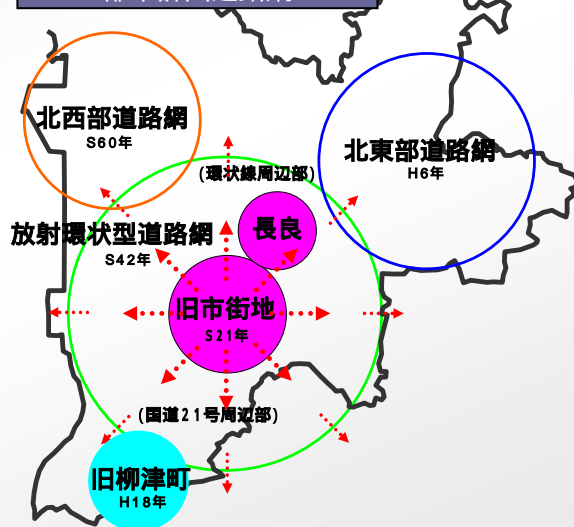
法によりあらかじめ**ルートや幅員**などが決められた道路
都市の骨格を形成し、**まちづくり**に大きく関わる道路
役割や必要性が位置づけられる道路
 延長が長く、幅員が広い**大規模な道路**
建築制限¹を課している道路

（機能） **交通機能、空間機能、市街化形成機能**

都市計画道路の現状

- ・岐阜市の都市計画道路は、路線数**125路線**、延長約**332km**の道路を都市計画決定しています。
- ・改良率は、市内**55%**、県内**47%**、全国**57%**です。
- ・市内の未改良路線数は、125路線中**75路線**あり、約**149km**が未改良です。

都市計画道路網



現状の課題

交通渋滞や混雑の解消

- ・市内の自動車交通は10年間で1.2倍となり、自動車の分担率は60%に達しました。
- ・R21号等では慢性的に、長良川渡河部等ではピーク時に渋滞が発生しています。



安全安心なまちづくり

- ・住区内の狭い道路に、住区を通過する自動車が進出し、歩行者等の安全が脅かされている地域があります。
- ・水害や地震など災害に対して、強いまちづくりが必要です。



公共交通の活用

- ・路面電車及びバスの利用者は4年間で約3/4に減少しました。路面電車は平成17年3月に廃線されました。
- ・全ての人ができる公共交通はなくてはならないものです。



社会経済情勢の変化

人口減少・超高齢化社会の到来

- ・少子高齢化が一層進展し、高齢化対策と少子化対策が求められています。さらに人口減少社会が到来します。

地球温暖化防止や循環型社会の構築

- ・環境問題が顕在化し、循環型社会が望まれています。

将来自動車需要の減少

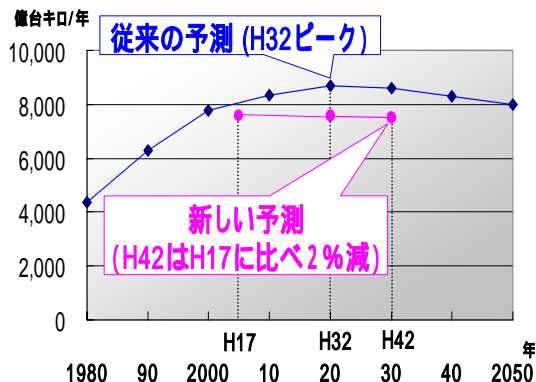
- ・平成42年の自動車需要は平成17年に比べて約2%減少すると予測されています。

行政を取り巻く状況の変化

財政状況の悪化（国、岐阜県、岐阜市）

- ・『あれもこれも』、『つくる』から『あれかこれか』、『つかう』へ地方分権の進展
- ・地方への権限委譲に伴い、地域の実情に合った政策が可能となりました。一方、地方には説明する責任が求められています。

国土交通省の自動車交通量需要予測



『新たな中期計画』資料より(H20.12)

見直しの背景 (将来都市像)

都市や交通の将来像

将来都市構造図

多様な地域核のある集約型の都市

誰もが自由に移動できる交通環境

集約型都市構造を支える骨格となる幹線道路の整備

地域の特性に応じた交通政策の推進
(歩行者、自転車、公共交通、車のバランス)

歩行者・自転車・生活者などに配慮した安全な道づくり・まちづくり



見直しの必要性

戦後～高度経済成長期

人口、交通量増加
経済の成長
市街地の拡大
自動車重視

社会経済情勢の変化

将来都市像の変化

現在

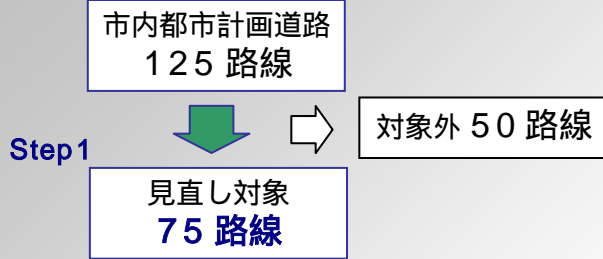
人口、交通量減少
経済の低迷
集約型都市構造への転換
歩行者や自転車にも配慮

決定当時の道路の役割や必要性が変化

だからこそ、今見直しが必要！

見直しの考え方

見直しフロー



Step 2

広域的な視点での評価

広域ネットワークの充実
都市構造を支える幹線道路網の構築

Step 3

路線評価の 5 つの視点

【社会情勢の変化等の視点での評価】

Step 4

候補路線絞込みの視点

【総合評価】

廃止候補
9 路線

変更候補
6 路線

存続候補

Step 5

見直し候補路線のグループ分け

Step 1 では、

改良済路線及び事業中区間は、見直しの対象から除きます。

Step 2 では、

幹線道路の役割と機能の整理を行い、道路種別の分類を行います。

主要幹線及び都市幹線街路は、**変更**を検討します。
補助幹線街路は、**計画の廃止**²も含めて検討します。

Step 3 では、

5 つの視点により、具体的評価・検討を行います。

整備の緊急性や実現可能性の視点

- ・災害避難路や緊急輸送道路などの防災対策、渋滞対策や交通安全対策など整備の緊急性が高い道路は、見直しません

- ・計画車線数や両側に歩道があるなど、交通機能を果している道路は、見直します

市の魅力や活力向上の視点

- ・文化資産や自然資産を保存・活用できる道路は、見直します

環境に優しい公共交通活用の視点

- ・幹線バスなど公共交通のサービス向上に不可欠な道路は、見直しません

生活者(地域)の視点

- ・通学路、消火活動困難地域の解消に役立つ道路、延焼遮断に役立つ道路は、見直しません

道路機能の変化の視点

- ・代替ルートがある道路は、見直します
- ・交通量の変化などにより必要性が低くなった道路は、見直します。

Step 4 では、

5 つの視点による評価・検討結果から、区間別に詳細検討を行い、総合評価により、見直し候補路線を抽出します。

Step 5 では、

見直し理由から、見直し候補路線のグループ分けを行います。

例えばこんな路線は見直しを考えます！

- ・計画と同じ車道や歩道がある路線
- ・まちの資産の保存・活用につながる路線
- ・代替ルートがある路線
- ・社会情勢（都市や交通のあり方など）の変化により役割や必要性が変化した路線



逆に、こんな路線は見直しません！

- ・防災対策や渋滞対策など緊急性が高い路線
- ・公共交通のサービス向上に不可欠な路線



今後の見直しの進め方

パブコメを実施し、見直し方針を策定しました（H18.3）



専門部会により評価・検討を行いました（H19～H20年度）



**見直し候補路線（案）の公表
意見募集、意見交換会を実施します**

平成 22 年 1 月

今後は、市民の皆さんからいただいたご意見を参考にしながら、見直しを行う路線として確定していきます。



見直し路線の確定・公表

予定
平成 22 年 4 月

見直しが確定した路線は、平成 23 年度末までに都市計画変更します。（目標）



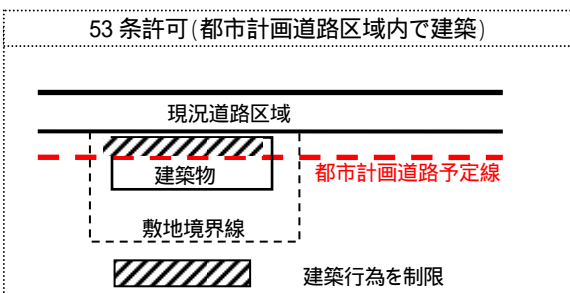
都市計画変更の手続きに入ります

予定
平成 22 年度～

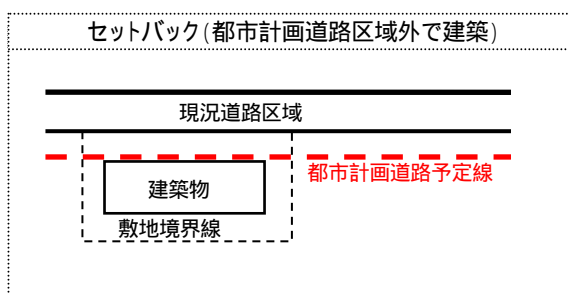
参 考

1 建築制限とは

53 条許可（都市計画道路区域内で建築）



セットバック（都市計画道路区域外で建築）



建築行為の制限

- ・2階建てまでしか建てるできません
- ・地下室はできません
- ・木造、鉄骨造、コンクリートブロック造であること
- ・鉄筋コンクリート造または3階建て以上で建てる場合は、セットバックをお願いします。



将来のための必要な制限

2 計画廃止とは

計画廃止候補路線は、現道がなくなるわけではありません。現在の道路は今まで通り利用できます。

【お問合せ先】 岐阜市役所 都市建設部 都市計画課 道路計画グループ

[TEL 058-265-4141 内線 2811～2812]

eメール: toshi@city.gifu.gifu.jp